

総務文教常任委員会報告

令和6年6月21日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年6月10日午前9時57分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、6月3日に本委員会に付託されました議案4件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る6月3日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）

質疑：今回の定額減税措置費用として約7,200万円計上されているが、これはソフト等、システム改修費用も含まれると思うが、令和6年度が終われば費用をかけてシステムは元どおり修復するのか。

回答：今回の計上した予算は1年限りの定額減税に対応するシステムであり、その後には修復は要しない。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

質疑はありませんでした。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

質疑：「美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等」とは、要するにマイナンバーのことか。

回答：その通りである。

議案第43号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：特殊勤務手当とは異常な自然現象、大規模な事故による重大な災害が発生する恐れがある現場の巡回、監視、応急作業等と記載されているが、この発生する恐れがある現場の判断基準があるのか。また、誰が判断するのか。

回答：具体的な基準はないが、重大な災害が発生する恐れのある場合において、災害発生予想箇所への巡回や、応急処置を必要とする現場等において、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務が生じているかなど具体的な業務判断しながら対応したいと考えている。

また、最終的には町長権限となるが、事務決裁規程により対処する。

質疑：職員の安全確保の観点から、災害現場における特殊勤務手当の明確な判断基準は作れないのか。

回答：今回の特殊勤務手当というのは著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務を与え、給与上特別の考慮を必要とする場合に支給されるもので現場に行く危険度合い等を判断し、対応したいと考えている。

質疑：災害対策本部で危険な場所と判断した場合に、担当課職員が巡回する際には、巡回者は災害地に派遣された等の経験者に特化するのか。

回答：過去に実績のある職員か否かが支給の対象となるのではない。災害時には全職員に招集をかけるが、それぞれの班毎に役割がある。その班の役割や業務の内容に応じて特殊勤務手当の対象となるかどうかを判断したいと考えている。

質疑：職員への働き方改革が進められているが、時間外管理等、オーバーワークとなっていないか。労務管理についてお聞きする。

回答：各職域ごとの時間外勤務の状況を把握し、組織体制の整備を行うとともに、業務の見直しや、グループ制の導入により一定の職員に仕事が集中しないような対策を講じ、令和6年度の新体制をスタートさせたところである。

質疑：管理職手当の支給月額の限度額の引き上げで給料月額の100分の25を超えない範囲となっている理由は。

回答：管理職手当について、これまでは国や県の基準より低い100分の15の設定となっていたが、この度の改正により、国、県の基準に合わせ100分の25を超えない額と改正するものである。条例においては、手当の上

限を定め、詳細については規則で定めるものである。

質疑：職員の特殊勤務手当の上限額について、従事した業務1日につき3,300円と設定した根拠は何か。

回答：一般災害等における巡回監視や応急作業については1,000円程度の手当を想定しているが、国の原子力災害時の手当については最高3,300円が規定されている。災害はあってはならないが、美浜町の場合、原子力発電所の立地地域であることから国の基準等に基づく3,300円を上限額に定めたものである。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第43号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時31分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。